

ブリッジ Bridge 12月号

トレンドニュース(令和4年10月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.30倍(前月比0.01P減)

「現下の雇用失業情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,876人と前年同月比6.1%増加。

新規求職申込件数:1,868人と前年同月比6.9%減少。

⇒新規求職者が2ヶ月連続で減少した一方、新規求人は7ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?

◆監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和3年度)

厚生労働省では、労働基準監督署が監督指導を行った結果、令和3年度に、不払となっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上である事案を取りまとめて公表しています。

(1)是正企業数1,069企業(前年度比7企業の増)

うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、115企業(同3企業の増)

(2)対象労働者数6万4,968人(同427人の減)

(3)支払われた割増賃金合計額65億781万円(同4億7,833万円の減)

(4)支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり609万円、労働者1人当たり10万円

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

目次

《お知らせ情報》

- ◆12月以降の雇用調整助成金の取り扱いについて
- ◆令和4年度大阪府内最低賃金(特定最低賃金)
- ◆電子申請ご利用のご案内

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆第30回「Webで求人を出せるってホント?」

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和4年10月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 10,876人 (前年同月比 : +6.1 P)
- 新規求職申込件数 : 1,868人 (前年同月比 : ▲ 6.9 P)
- 新規求人倍率 : 5.82倍 (前年同月比 : +0.71 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比6.1%と、7か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	3年			4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
産 業 計	10,250 ▲1.6	9,550 16.8	8,419 10.5	10,789 0.6	9,877 4.6	9,539 ▲0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1
建設業	721 ▲20.9	970 2.1	781 2.1	642 ▲33.3	896 ▲13.8	779 ▲10.7	564 ▲19.9	831 ▲12.9	805 ▲10.5	630 14.1	807 ▲13.1	726 ▲16.8	570 ▲20.9
製造業	647 35.9	671 54.6	588 14.2	624 25.1	710 48.5	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1
情報通信業	938 50.1	912 62.9	891 95.8	852 37.0	791 24.0	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲9.6	743 ▲23.6	984 10.1	777 ▲7.8	743 ▲20.8
運輸業、郵便業	1,063 3.2	149 ▲5.1	246 4.7	1,283 29.1	346 77.4	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲2.9
卸売業、小売業	1,030 6.7	993 ▲3.2	879 12.1	985 15.7	973 ▲5.7	861 ▲25.4	889 10.3	834 ▲9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲4.0
学術研究、専門・ 技術サービス業	497 9.5	543 22.3	582 34.1	635 30.7	501 ▲5.8	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲28.9	687 24.9	547 17.9	554 ▲5.6	680 36.8
宿泊業、飲食サ ービス業	1,268 20.4	717 114.7	336 ▲17.2	1,341 ▲2.3	644 111.1	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9
生活関連サ ービス業、娯楽業	101 ▲33.1	55 ▲25.7	67 ▲47.7	107 ▲15.7	45 ▲65.4	86 0.0	123 46.4	75 ▲21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3
教育、学 習支援業	75 ▲19.4	128 34.7	224 135.8	101 ▲8.2	105 ▲7.9	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1	120 ▲13.0	84 12.0
医療、福祉	1,908 ▲21.7	2,451 14.2	2,101 10.7	1,892 ▲25.6	2,384 6.8	2,266 ▲0.1	1,830 ▲20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲11.1	2,158 ▲9.5	2,059 ▲3.7	2,081 9.1
サービス業 (他に分類 されないもの)	1,490 0.8	1,513 1.5	1,232 ▲6.4	1,585 11.6	1,518 2.0	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は前年同月比▲6.9%で減少となった。 ※「事業主都合離職者」は前年同月比▲27.4%で大幅に減少となった。

(単位:件、%)

全 数	3年			4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規求職 申込件数	2,006 3.8	1,734 25.3	1,559 21.5	2,093 22.2	2,016 ▲2.8	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,682 ▲20.9	1,835 ▲0.4	1,835 4.2	1,868 ▲6.9
在職者	371 11.1	395 31.7	358 46.1	595 54.9	617 ▲6.8	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲31.6	367 ▲14.8	366 ▲2.9	386 4.0
離職者	1,384 ▲6.2	1,151 16.1	1,050 10.4	1,273 4.6	1,183 ▲6.9	1,403 ▲1.2	1,865 ▲1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲3.1
常 用	430 ▲21.5	304 ▲4.1	278 ▲7.9	344 ▲14.9	308 ▲24.3	376 ▲12.8	593 ▲15.8	390 11.1	331 ▲6.0	312 ▲23.0	322 ▲1.8	318 6.4	312 ▲27.4
自己都合 離職者	854 1.9	753 22.0	700 19.5	828 13.0	774 ▲1.4	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0
無業者	241 100.8	181 96.7	144 71.4	214 98.1	203 47.1	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲71.1	145 ▲39.6	165 ▲10.8	132 ▲45.2

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含み新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※「55歳以上」を除く男性、「25～34歳」を除く女性で減少。

(単位:件、%)

令和4年10月 年齢	男女計		男		女	
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
年齢計(常用)	1,859	▲ 6.9	836	▲ 9.7	1,021	▲ 4.0
24歳以下	126	▲ 15.4	51	▲ 20.3	75	▲ 9.6
25～34歳	430	0.7	168	▲ 6.7	262	6.9
35～44歳	307	▲ 16.6	124	▲ 19.0	183	▲ 14.9
45～54歳	370	▲ 13.6	138	▲ 27.7	232	▲ 2.1
55歳以上	626	0.3	355	5.0	269	▲ 5.3

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

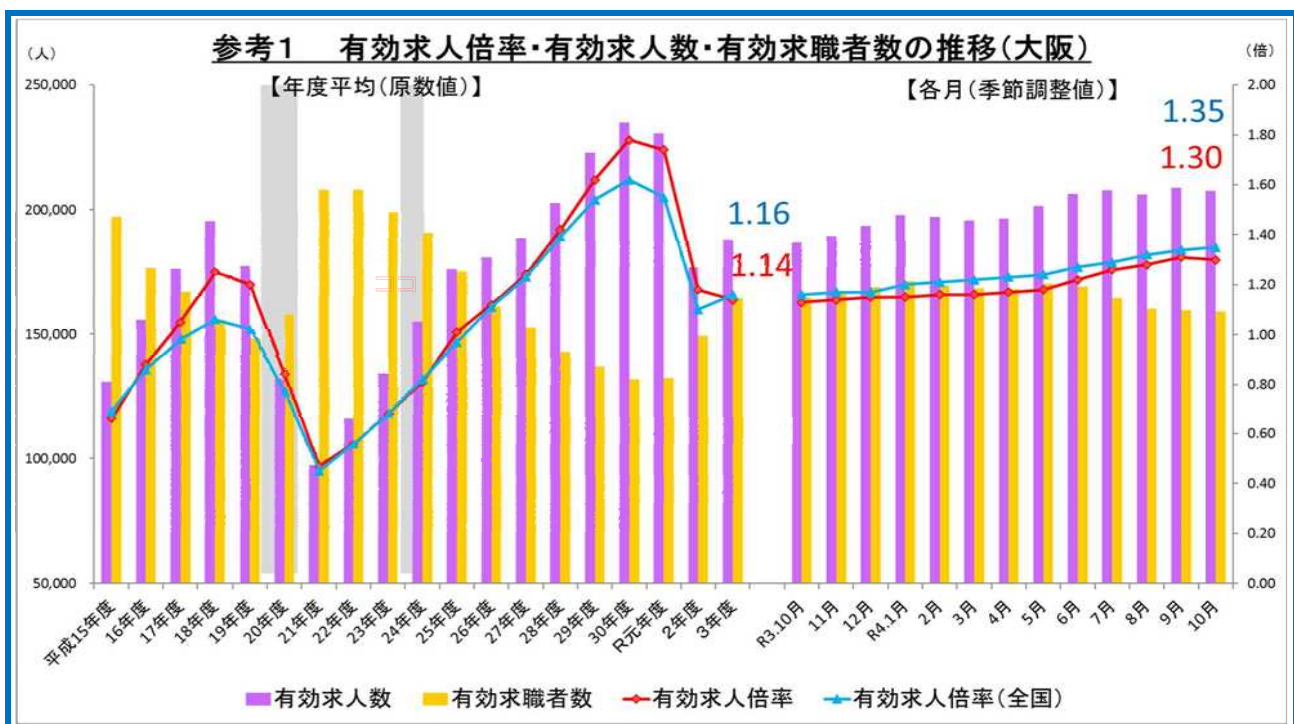
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	3年			4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
就職件数	413	352	354	325	349	538	394	399	423	390	360	394	374
	▲ 1.4	▲ 5.6	16.4	17.8	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

2022（令和4）年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について(予定)

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。**※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。**

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。
(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>
(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。
括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1)

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)は継続する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

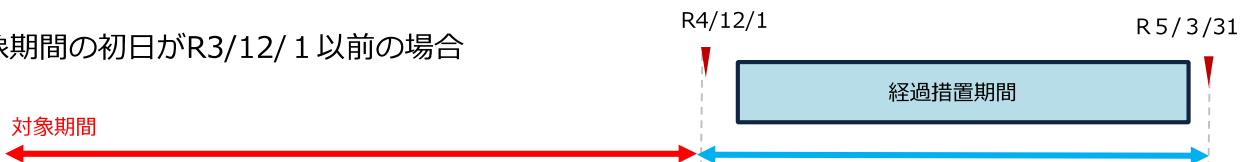


LL041102企01

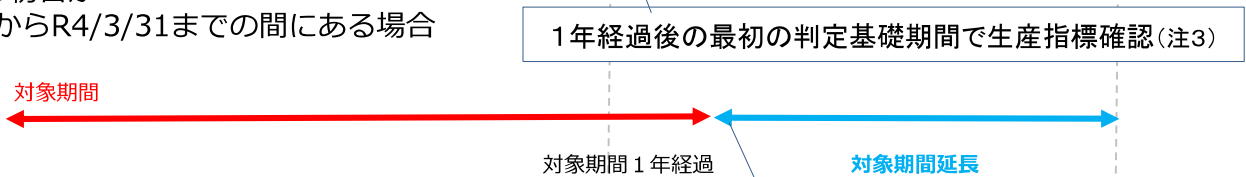
対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨がる場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。
なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
（注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
（注2）100日を超えた分は受給できません。

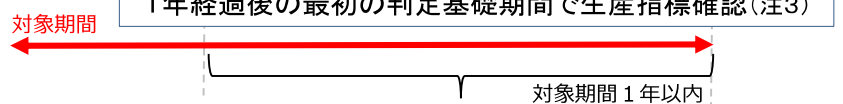
①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合



②：対象期間の初日がR3/12/2からR4/3/31の間にある場合



③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合



（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。 **生産指標の再確認はありません**

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

リーフレット



令和4年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,031円 (令和4年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務 (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	1,028円 (令和4年12月1日)	
鉄鋼業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車・同附属品製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車小売業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談支援センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



えっ、まだ

『電子申請』



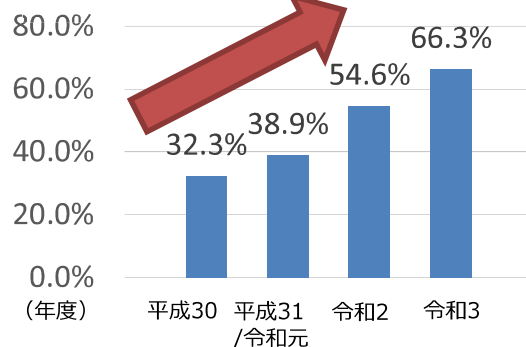
始めていないのですか？

★ 電子申請の利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に **66.3%** (令和3年度) の事業所は **電子申請** をご利用されています。

郵送・来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、この機会に是非、 **電子申請** をご利用ください。

電子申請利用率の推移(大阪局内)



令和2年4月より、特定の法人（資本金1億円を超える法人等）の電子申請が義務化されています。

「電子申請」をする3つのメリット

① 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、8：30～16：00です。

② 個人情報紛失のリスクがありません

マイナンバーの記載など個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。

③ 時間と費用を削減できます

郵送・来所のための時間や待ち時間がかかりません。

**郵送と比べ
返戻期間が
大幅に短縮
されます！**

※繁忙期は同程度の
場合があります



ハローワーク大阪東で
電子申請をご体験ください！
(詳しくは裏面をご覧ください)

雇用保険電子申請 相談コーナーを開設しました

毎月第一・第三月曜日 13時～16時30分で実施！

雇用保険電子申請アドバイザーが皆様の疑問にお答えいたします。お気軽にお越しください。

お電話からもご相談が可能です！
◆初めての電子申請相談ダイヤル

06-7663-6040

ご利用時間 9～12時、13～17時
(土・日・休祝日・年末年始休み)

事前準備やご予約
は不要！
しかも無料！



電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govに関するお問い合わせは、「e-gov利用者サポートデスク」をご利用ください。

電話番号：050-3786-2225

利用者サポート：<https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考マニュアル> ・e-Gov電子申請システムの「利用準備」

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

・ご利用ガイド

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide>

・オンライン申請マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

電子申請の利用増加に伴い、現在ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口の受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行っております。

その為、16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承願います。

また、郵送の場合、申請書のチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より 返戻までの所要期間が長くなりますのでご了承願います。

第30回 ★教えてJobees（ジョビーズ）



Webで求人を出せるってホント？

本当です！

ハローワークインターネットサービス（厚生労働省所管）上に、求人者専用の「求人者マイページ」を開設していただき、事業所等パソコンなどから求人申込みや求人内容の変更などのサービスをご利用いただけます。（手数料はもちろん無料！）

★求人者マイページのメリット★

- ①いつでも、どこでも求人申込みができます。
※在宅勤務等、事業所にいなくても求人登録が可能
- ②職場の風景、自社製品等をPRできます。
※PR画像の公開で仕事の特徴や魅力をアピール
- ③過去に提出した求人データを活用（転用）できます。
※求人情報を自社で保管する必要がなく管理が容易

Q：パソコンが苦手なのですが…。

A：大丈夫です！

- ・ハローワーク大阪東には、求人事業所の皆様にご利用いただけるパソコンをご用意しております。
- ※マンツーマンで入力方法等をお教えし、「求人者マイページ」の開設をお手伝いします。
- ⇒⑮事業所サービス第1部門へお越しください。



ハローワークインターネットサービス
トップ画面（事業主の方へ）

事業主の方

- 事業主の方へのサービスのご案内
- 職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たってはこちらをご確認ください

求人者マイページにログイン
求人者マイページをお持ちの方は、ログインして求人申込みなどのメニューをご利用ください。

事業所登録・求人申込み（仮登録）
<マイページをお持ちでない方>
こちらから求人者マイページを開設し（アカウント等を登録）、事業所登録・求人申込み（仮登録）を行ってください。

求人者マイページ開設（パスワード登録）
ハローワークで「求人者マイページ」開設のためのアカウントを登録した方は、こちらからパスワードを登録してください。

動画による求人者マイページ
開設方法のご案内（Youtube）

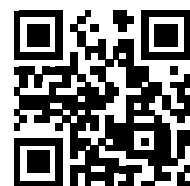


ハローワーク
インターネット
サービストップ画面

求人者マイページについて（開設編）

求人者マイページの作り方と便利な機能についてご説明いたします。

求人者マイページを作って、
採用事務を簡素化、"しましょ！"



Youtube
「求人者マイページ
について（開設編）」

「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

<サービス内容>

● 求人者の申込み

※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。

※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

● 申し込んだ求人内容の確認・変更や求人の募集停止、事業所情報の変更など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

● 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。

※ハローワークで確認後に公開します。

● ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること（オンラインハローワーク紹介）

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を管理・確認できます。

● 求職者からの応募を直接受けること（オンライン自主応募）

※オンライン自主応募はハローワークによる紹介ではないため、ハローワーク等の紹介を要件とする助成金の対象外です。

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を確認・管理できます。

● ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）

※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。

※求人無効後の3か月後の月末まで選考結果の登録が可能です。

※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします。

● メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

※応募者とのマイページ上のやりとりができるのは、求人無効後の3ヶ月後の月末までです（選考結果登録後はできません。）

● 求職情報検索・直接リクエスト

※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます（有効中の求人がある場合に利用できます）。

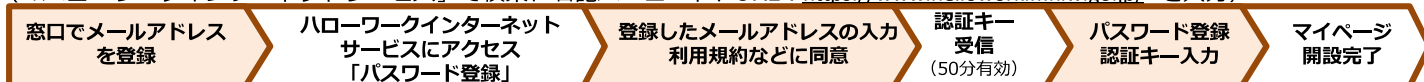
※検索の結果、貴社の求人条件に合致する方がいた場合は、ハローワークと相談の上、ハローワークから該当する求職者へご連絡することが可能です（相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。）また、ハローワークを介さず、応募してほしい求職者のマイページにメッセージと応募を検討してほしい求人情報を直接送付できます（直接リクエスト）。直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人について行うことができます。

<マイページ開設手順>

・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。

・窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします。

（「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> を入力）



※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。（事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。）

※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス（控え）：

フルタイムの賃金情報

2022年10月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,522	7,814	2.11	235	219	292
管理的職業	156	49	3.18	285	276	336
専門的・技術的職業	5,325	1,236	4.31	250	247	373
開発技術者	250	40	6.25	311	233	362
製造技術者	144	82	1.76	234	224	356
建築・土木・測量技術者	1,162	62	18.74	269	290	500
情報処理・通信技術者	1,834	257	7.14	264	246	403
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	95	18	5.28	655	266	422
保健師、助産師、看護師	415	138	3.01	262	255	302
医療技術者	171	38	4.50	251	244	322
その他の保健医療の職業	136	52	2.62	227	207	277
社会福祉の専門的職業	705	128	5.51	216	218	252
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	103	232	0.44	234	216	321
事務的職業	2,056	2,329	0.88	219	202	257
一般事務の職業	1,150	1,876	0.61	213	193	244
会計事務の職業	318	186	1.71	233	222	292
営業・販売関連事務の職業	323	167	1.93	229	206	258
販売の職業	2,397	542	4.42	256	216	273
商品販売の職業	764	174	4.39	215	194	245
販売類似の職業	33	16	2.06	283	289	434
営業の職業	1,600	352	4.55	272	222	279
サービスの職業	2,656	567	4.68	216	206	257
介護サービスの職業	1,109	169	6.56	206	218	253
保健医療サービスの職業	114	18	6.33	207	181	214
生活衛生サービスの職業	128	70	1.83	201	206	268
飲食物調理の職業	491	128	3.84	249	211	283
接客・給仕の職業	512	103	4.97	222	204	269
居住施設・ビル等の管理の職業	134	34	3.94	211	168	175
保安の職業	513	33	15.55	207	189	199
生産工程の職業	983	322	3.05	232	203	278
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	224	51	4.39	243	199	284
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	285	101	2.82	223	201	271
輸送・機械運転の職業	1,100	167	6.59	284	214	265
自動車運転の職業	840	119	7.06	300	219	270
建設・採掘の職業	445	54	8.24	208	227	355
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	153	26	5.88	215	227	366
電気工事の職業	108	18	6.00	200	217	327
運搬・清掃等の職業	860	606	1.42	201	196	211
運搬の職業	557	132	4.22	223	200	212
清掃の職業	196	86	2.28	159	179	195
IT関連職業合計	2,228	569	3.92	249	241	388
福祉関連職業合計	2,083	419	4.97	227	229	269
(うち介護関係)	1,572	245	6.42	208	221	256

2022年10月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	118,345	100,459	1.18	232	220	291
管理的職業	847	582	1.46	320	271	337
専門的・技術的職業	31,948	15,959	2.00	251	240	342
開発技術者	1,506	615	2.45	279	229	383
製造技術者	1,109	1,247	0.89	236	224	346
建築・土木・測量技術者	4,258	776	5.49	307	276	451
情報処理・通信技術者	7,781	2,801	2.78	253	248	428
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	472	201	2.35	357	312	425
保健師、助産師、看護師	4,414	1,895	2.33	271	255	307
医療技術者	1,678	684	2.45	275	243	303
社会福祉の専門的職業	6,300	1,865	3.38	219	219	258
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	439	2,566	0.17	233	212	325
事務的職業	10,896	27,558	0.40	217	200	252
一般事務の職業	6,441	22,260	0.29	213	195	239
会計事務の職業	1,267	2,260	0.56	231	214	291
営業・販売関連事務の職業	1,792	1,852	0.97	239	204	261
販売の職業	12,831	7,105	1.81	259	220	289
商品販売の職業	5,014	2,694	1.86	218	206	255
営業の職業	7,320	4,261	1.72	280	226	305
サービスの職業	23,712	8,040	2.95	218	213	257
介護サービスの職業	9,672	2,899	3.34	211	212	247
保健医療サービスの職業	1,250	389	3.21	192	184	210
生活衛生サービスの職業	3,543	895	3.96	214	223	285
飲食物調理の職業	5,382	1,605	3.35	238	217	280
接客・給仕の職業	2,706	1,214	2.23	224	218	260
居住施設・ビル等の管理の職業	520	458	1.14	201	189	202
保安の職業	3,572	511	6.99	187	185	208
生産工程の職業	10,282	4,803	2.14	233	205	289
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	3,201	1,016	3.15	240	207	296
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,249	1,343	1.67	221	201	266
機械組立の職業	944	568	1.66	222	200	282
機械整備・修理の職業	1,894	443	4.28	249	208	295
生産関連・生産類似の職業	1,075	1,007	1.07	236	214	326
輸送・機械運転の職業	9,736	3,158	3.08	261	229	291
自動車運転の職業	7,564	2,223	3.40	275	235	300
建設・採掘の職業	7,838	1,129	6.94	271	234	362
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,248	461	4.88	290	227	361
電気工事の職業	1,463	335	4.37	247	234	357
運搬・清掃等の職業	6,383	9,382	0.68	208	204	245
運搬の職業	3,733	2,580	1.45	228	208	249
清掃の職業	1,083	1,184	0.91	183	196	228
IT関連職業合計	10,243	6,335	1.62	244	240	407
福祉関連職業合計	19,289	6,212	3.11	235	227	267
(うち介護関係)	13,713	3,855	3.56	215	217	253

パートタイムの賃金情報

2022年10月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	9,389	4,243	2.21	1,122	1,115	1,206
専門的・技術的職業	1,239	443	2.80	1,517	1,405	1,615
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	20	21	0.95	2,100	2,035	3,000
保健師、助産師、看護師	456	106	4.30	1,688	1,608	1,779
社会福祉の専門的職業	345	87	3.97	1,100	1,155	1,328
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	58	58	1.00	1,100	1,181	1,396
その他の専門的職業	178	77	2.31	1,569	1,453	1,733
事務的職業	992	965	1.03	1,092	1,098	1,214
一般事務の職業	631	832	0.76	1,085	1,095	1,196
会計事務の職業	149	51	2.92	1,139	1,133	1,402
営業・販売関連事務の職業	107	33	3.24	1,100	1,137	1,214
販売の職業	592	164	3.61	1,081	1,043	1,119
商品販売の職業	548	141	3.89	1,083	1,009	1,071
営業の職業	42	19	2.21	1,063	1,309	1,485
サービスの職業	3,606	439	8.21	1,084	1,085	1,176
介護サービスの職業	1,311	118	11.11	1,080	1,195	1,371
保健医療サービスの職業	65	27	2.41	1,015	1,136	1,182
生活衛生サービスの職業	49	39	1.26	1,200	1,122	1,414
飲食物調理の職業	1,080	99	10.91	1,045	1,019	1,078
接客・給仕の職業	689	74	9.31	1,089	1,020	1,057
居住施設・ビル等の管理の職業	296	44	6.73	1,049	1,036	1,039
保安の職業	397	25	15.88	1,038	1,063	1,119
生産工程の職業	223	70	3.19	1,070	1,063	1,159
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	10	8	1.25	1,100	1,112	1,120
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	146	31	4.71	1,048	1,055	1,146
輸送・機械運転の職業	208	49	4.24	1,075	1,112	1,151
自動車運転の職業	184	44	4.18	1,087	1,117	1,151
建設・採掘の職業	12	9	1.33	1,000	—	—
運搬・清掃・包装等の職業	2,117	805	2.63	1,014	1,052	1,076
運搬の職業	207	38	5.45	1,023	1,117	1,214
清掃の職業	1,533	190	8.07	1,024	1,042	1,052
その他の運搬・清掃・包装等の職業	311	564	0.55	1,003	1,044	1,072
IT関連職業合計	108	104	1.04	1,158	1,159	1,277
福祉関連職業合計	2,081	271	7.68	1,488	1,287	1,471
(うち介護関係)	1,539	150	10.26	1,103	1,185	1,361

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「—」は該当なし。
- 5 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず。)
- 6 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 7 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 8 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

2022年10月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	73,077	61,326	1.19	1,105	1,140	1,257
専門的・技術的職業	11,509	5,992	1.92	1,394	1,401	1,612
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	274	227	1.21	2,006	2,131	2,547
保健師、助産師、看護師	3,388	1,535	2.21	1,605	1,667	1,884
医療技術者	1,099	344	3.19	1,684	1,693	2,013
その他の保健医療の職業	487	294	1.66	1,221	1,236	1,406
社会福祉の専門的職業	4,802	1,384	3.47	1,104	1,159	1,281
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	271	523	0.52	1,093	1,143	1,425
事務的職業	6,885	12,850	0.54	1,080	1,091	1,214
一般事務の職業	5,067	11,060	0.46	1,072	1,092	1,203
会計事務の職業	468	684	0.68	1,131	1,120	1,380
生産関連事務の職業	533	209	2.55	1,106	1,035	1,109
営業・販売関連事務の職業	426	414	1.03	1,150	1,095	1,231
販売の職業	3,154	2,725	1.16	1,072	1,050	1,139
商品販売の職業	2,888	2,407	1.20	1,049	1,036	1,105
営業の職業	209	274	0.76	1,232	1,190	1,426
サービスの職業	29,807	6,660	4.48	1,078	1,106	1,228
介護サービスの職業	11,599	2,021	5.74	1,110	1,185	1,378
保健医療サービスの職業	916	298	3.07	1,082	1,096	1,198
生活衛生サービスの職業	1,115	417	2.67	1,193	1,084	1,322
飲食物調理の職業	11,012	1,772	6.21	1,045	1,036	1,089
接客・給仕の職業	2,763	1,020	2.71	1,065	1,048	1,146
居住施設・ビル等の管理の職業	1,054	536	1.97	1,045	1,035	1,040
その他のサービスの職業	1,116	555	2.01	1,083	1,093	1,206
保安の職業	2,770	361	7.67	1,045	1,074	1,150
生産工程の職業	2,637	1,141	2.31	1,079	1,072	1,172
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	291	168	1.73	1,092	1,091	1,269
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,479	531	2.79	1,053	1,048	1,125
輸送・機械運転の職業	2,261	939	2.41	1,097	1,091	1,170
自動車運転の職業	2,062	744	2.77	1,092	1,089	1,161
建設・採掘の職業	255	176	1.45	1,113	1,292	1,742
運搬・清掃等の職業	13,602	13,217	1.03	1,037	1,051	1,089
運搬の職業	1,854	844	2.20	1,045	1,100	1,205
清掃の職業	7,796	2,894	2.69	1,023	1,043	1,065
包装の職業	556	181	3.07	1,034	1,051	1,103
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,396	9,298	0.37	1,044	1,047	1,097
IT関連職業合計	701	1,184	0.59	1,160	1,169	1,429
福祉関連職業合計	18,273	4,320	4.23	1,296	1,303	1,497
(うち介護関係)	14,221	2,588	5.49	1,108	1,181	1,361

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2022年10月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	4	0	35	2	TOEIC(600点～)	227	20	45	8
第三種電気主任技術者	66	2	184	17	日本語検定1級	252	38	4	2
1級電気工事施工管理技士	45	7	75	12	日本語検定3級	86	6	3	0
2級電気工事施工管理技士	19	2	74	15	日商簿記1級	149	12	11	1
一級建築士	73	12	405	77	日商簿記2級	1,875	178	275	42
二級建築士	180	17	369	41	日商簿記3級	2,111	185	387	71
1級建築施工管理技士	76	4	434	67	簿記能力検定(全経2級)	111	15	12	5
2級建築施工管理技士	55	5	353	62	運行管理者(貨物)	185	3	68	3
1級土木施工管理技士	95	5	700	306	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	70	7	6	2
2級土木施工管理技士	71	3	732	292	医療事務資格	340	26	76	7
1級造園施工管理技士	9	3	49	1	登録販売者(一般医薬品)	241	12	89	0
薬剤師	274	22	451	80	理容師	47	4	733	11
保健師	179	20	185	12	美容師	592	58	1,392	47
助産師	76	3	24	2	ネイリスト技能検定試験2級	43	2	27	1
看護師	1,871	163	5,169	547	ネイリスト技能検定試験3級	62	3	50	0
准看護師	456	16	2,919	335	調理師	1,351	90	2,694	274
臨床検査技師	112	11	113	21	警備員検定試験(1級)	2	0	18	0
理学療法士	116	10	791	67	警備員検定試験(2級)	6	1	52	2
作業療法士	70	7	689	52	大型自動車免許	1,178	51	1,370	51
歯科技工士	63	3	59	10	大型自動車第二種免許	410	21	440	16
歯科衛生士	254	15	674	57	普通自動車免許	34,794	2,103	4,504	476
診療放射線技師	50	1	80	9	普通自動車第二種免許	447	37	2,528	326
言語聴覚士	33	2	309	28	大型特殊自動車免許	212	10	63	3
管理栄養士	318	22	685	53	自動二輪車免許	1,073	51	81	5
栄養士	844	47	2,189	146	原動機付自転車免許	389	13	529	66
あん摩マッサージ指圧師	24	2	288	28	牽引免許	309	11	329	0
はり師	78	10	324	44	フォークリフト運転技能者	3,393	130	2,877	461
きゅう師	69	9	246	22	中型自動車免許	428	23	2,319	51
柔道整復師	96	13	364	53	中型自動車第二種免許	47	1	182	0
臨床心理士	28	1	93	17	8トン限定中型自動車免許	497	12	1,090	24
社会福祉士	255	13	1,210	121	危険物取扱者(乙種)	920	39	381	59
介護福祉士	1,782	110	7,280	678	危険物取扱者(丙種)	104	8	148	4
保育士	1,897	126	3,580	251	溶接技能者	28	2	52	6
ホームヘルパー1級	70	5	409	93	ガス溶接技能者	357	15	140	7
ホームヘルパー2級	1,597	86	5,634	460	アーク溶接技能者(基本級)	177	9	91	4
精神保健福祉士	76	6	501	48	二級自動車整備士	106	8	171	17
介護支援専門員(ケアマネージャー)	412	21	1,270	84	三級自動車整備士	69	4	214	12
介護職員基礎研修修了者	55	5	257	43	自動車検査員	33	3	38	2
福祉用具専門相談員	102	4	56	9	2級ボイラー技士	176	10	73	35
介護職員初任者研修修了者	986	73	9,229	824	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	109	3	69	26
介護職員実務者研修修了者	405	36	3,565	320	移動式クレーン運転士	193	5	102	0
税理士	16	1	34	10	小型移動式クレーン運転技能者	238	14	139	9
社会保険労務士	90	8	97	48	車両系建設機械(基礎工専用)運転技能者	46	1	62	2
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,443	78	1,048	59	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	118	4	146	4
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	330	14	371	26	玉掛技能者	1,214	49	787	65
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	577	46	137	12	第一種電気工事士	169	10	393	27
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	803	87	578	69	第二種電気工事士	659	40	1,010	131
管理業務主任者	69	6	33	11	足場の組立て等作業主任者	65	2	98	3
実用英語技能検定2級	684	65	30	3	1級管工事施工管理技士	35	2	96	16
TOEIC(730点～)	502	51	18	1	2級管工事施工管理技士	29	3	98	18